下欄						
名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地	備考
東座敷		木造、建築面積八三・三七平方メートル、本瓦葺及び桟瓦葺、渡廊下附属、銅板葺				
土蔵		土蔵造、建築面積四六・五七平方メートル、二階建、本瓦葺 附・棟札　一枚 明治五年一月				
長屋門		土蔵造、建築面積一八二・〇七平方メートル、二階建、北面庇付、東面使用人部屋及び風呂便所附属、建築面積二五・二二平方メートル、本瓦葺 附・棟札　二枚 天保一三年一一月、明治一九年二月二二日				
藍寝床		土蔵造、建築面積一四〇・六五平方メートル、二階建、東面庇付、本瓦葺				
西蔵		土蔵造及び木造、建築面積八八・七八平方メートル、東面庇付、南面西門附属、本瓦葺 附・棟札　三枚 文政八年四月　一 文久元年一二月　一 三月吉の記があるもの　一				
竹林寺書院	一棟	土蔵造、建築面積九〇・七七平方メートル、二階建、本瓦葺 煉瓦造、建築面積五・八六平方メートル、本瓦葺 附・中門及び塀　一棟 一間棟門、間口一・九メートル、本瓦葺、東西板塀附属、東方延長　二・六メートル、西方延長九・九メートル、桟瓦葺 ・撥釣瓶井戸　二所 井戸枠、洗い場及び撥釣瓶よりなる、石造及び木造 ・家相図　三枚 明治十年九月の記があるもの　一 年代記入のないもの　二	宗教法人竹林寺	高知県高知市五台山三五七番地	高知県高知市竹林寺境内	
乾蔵		宅地及び田　三、一五九・八九平方メートル 三三五番の一部、四二三番 右地域内の石塀、門及び板塀、煉瓦塀、給水塔、石垣、石敷、水溜を含む				
灰屋		桁行二〇・二メートル、梁間一四・三メートル、一重、入母屋造、玄関附属　桁行一二・八メートル、梁間七・九メートル、切妻造、南面車寄付　向唐破風造、銅板葺				

○文部科学省告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

文部科学大臣　馳　浩

上欄		中欄	下欄				
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
諏訪大社上社本宮	昭和五十八年文部省告示第百四十号	布橋　一棟	諏訪大社上社本宮幣殿	一六棟	正面一間、一重、切妻造、檜皮葺	宗教法人諏訪大社	長野県諏訪郡下諏訪町五八二八番地	長野県諏訪市大字中州字宮山
本宮幣殿		勅願殿　一棟						
本宮拝殿		文庫　一棟	拝殿		桁行一間、梁間一間、一重、向唐破風造、檜皮葺、左右袖壁附属			
本宮左右片拝殿		勅使殿　一棟						